

「航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示」の一部改正(案)
に関する意見公募の結果について

令和7年6月
国土交通省航空局安全部
安全政策課

国土交通省では、令和7年2月7日から令和7年3月8日までの期間において、「航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示」の一部改正(案)に関する意見の募集を行いました。その結果、本件に関して、5件の御意見をいただきました。

頂いた御意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方は別紙のとおりです。
なお、とりまとめの都合上、いただきました御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約するとともに、意見募集の対象となる事項のみお示ししております。また、本件に直接関係が無かった御意見についても、今後の施策の推進にあたって参考にさせていただきます。

今回の意見募集にあたり、貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

「航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示」の一部改正（案）に関する意見公募の結果について

番号	御意見の概要	御意見に対する国土交通省の考え方	案の修正の有無
1	既存制度における型式限定は、生産量の増加を上回る繁忙感の向上など人材不足の実感が高まる中、生産性向上を図る上での大きな制約と受け止められており、今般示された方向性には賛同している。	ご意見ありがとうございます。	無
2	<p>パブコメには概要のみで告示の新旧対照表の添付がないため非常にわかりづらくなっています。新旧対照表を添付し再度パブコメを行っていただくをお願いします。また、関連する施行規則のパブコメも3月3日に締め切られていますが、こちらにも新旧対照表がない状態でした。これらのものは互いに影響があり全体が見えないと理解ができないため、新旧対照表を添付していただき再度関連の告示、通達とともに同一の期間で行っていただくをお願いします。</p> <p>また、その他所要の改定とはどのような内容なのかわかりません。</p>	<p>改正内容が分かるよう改正概要資料を添付して意見公募を行っているところです。</p> <p>また、航空法施行規則、告示、通達の改正はそれぞれ別文書の改正であることから、意見公募もそれぞれ行っているところです。</p> <p>「その他所要の改正」とは、航空運航整備士の資格に係る実地試験を一部免除する場合に指定養成施設で行う実技教育科目に「動力装置の操作（燃料の燃焼により動力装置を駆動させて行う作動点検に係るものを除く。）に関する技術」を追加することに伴って必要となる改正を行うものです。</p>	無
	<p>免除告示別表2の運航整備士の実地試験の追加科目である「動力装置の操作（燃料の燃焼により動力装置を駆動させて行う作動点検に係るものを除く。）」について、免除とした理由をお聞かせください。今までは点検作業を航空局で行っており、業務範囲が拡大した部分は、それに追加して行えば良いのでは考えます。一等航空整備士は総合的な知識が必要な「動力装置の操作」の科目を行っていますので同様に一連整でも「動力装置の操作」を行う必要があると考えます。</p>	<p>航空法施行規則の改正により航空運航整備士の試験科目として追加する「動力装置の操作」は航空整備士と異なり、モータリングに係る操作のみ試験を行うことを踏まえて、制度改正後も引き続き、「航空機の日常点検作業」の試験科目を行う中で、航空運航整備士として必要な知識及び能力があることを総合的に判断することとし、「動力装置の操作（燃料の燃焼により動力装置を駆動させて行う作動点検に係るものを除く。）」については免除することとしており、原案のままとします。</p>	無
3	<p>一等航空運航整備士の業務範囲が大幅に拡大することで教育訓練時間が増加することは当然であるが、T類の航空機は様々な型式があり、画一的に教育訓練時間を設定することには合理性がない。何をどの程度の時間を想定しているのか明示してください。また、確認を行う予定の機種についてはそれぞれ行う必要があるのか明らかにしていただきたい。</p>	<p>航空機の型式を問わず、最低限必要な教育時間として告示に定めているものであり、原案のままとします。</p> <p>なお、現行の告示においても型式ごとに分けて教育時間を定めていません。</p> <p>また、一等航空運航整備士については国土交通大臣が指定する型式の航空機を除き、型式限定を行わなくなるため、型式限定を行わない航空機の型式ごとにそれぞれ指定養成施設において教育を行うことはありません。</p>	無
	<p>改正後の一等航空運航整備士には型式限定が付されない一方、一等航空整備士には付されるとしているが、両者の業務範囲には大きな差異はない。このことから、法的に合理性がないものとするが、当局のお考えを示してください。</p>	<p>一等航空運航整備士の型式限定の原則廃止は、航空法施行規則の改正により措置するものであり、「航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示」の一部改正により措置するものではありません。</p>	無

<p>本改正の目的の一つに動力装置の操作を含むことが強調されているように見受けられるが、燃料を燃焼させるか否かは安全上の観点からも大きな差はないと考える。いずれも危険な操作と言えるが当局の見解をお示しください。</p>	<p>航空運航整備士の業務範囲の軽微な修理の拡大や航空運航整備士の資格に係る実地試験科目への「動力装置の操作」の追加は、航空法施行規則の改正等により措置するものであり、「航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示」の一部改正により措置するものではありません。</p>	<p>無</p>
<p>新一等航空運航整備士（飛）の資格を取得すると、すべての飛行機の一般的保守・軽微な修理後の確認ができることになるが、一般的保守は範囲が広く、定時点検（重整備のC点検も含む。）までに及ぶ。メンテナンス・マニュアルは日本語で保守マニュアルでありその範囲は大きい。しかも、他の型式まで及ぶことになり、軽微な修理と合わせて考えると非常に難度の高い能力となり、非現実的と考えるが、当局の見解を示していただきたい。</p>	<p>一等航空運航整備士の型式限定の原則廃止は、航空法施行規則の改正により措置するものであり、「航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示」の一部改正により措置するものではありません。</p>	<p>無</p>
<p>本改正により一等航空運航整備士資格を取得すると、将来導入される新型式機についても業務範囲になると理解しているが、その場合、教育訓練は必要かご教示願いたい。必要な場合はどの程度の教育訓練時間を想定しているのかご教示願いたい。また、将来に亘って既得資格で技術的に問題ないと言い切れるか当局の見解を示していただきたい。</p>	<p>一等航空運航整備士の型式限定の原則廃止や航空機の型式ごとに固有な技能及び知識に関する事項（保守及び軽微な修理の整備作業に係る事項に限る。）に係る教育訓練の実施については、航空法施行規則の改正等により措置するものであり、「航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示」の一部改正により措置するものではありません。</p>	<p>無</p>
<p>4 「軽微な修理」の改定に伴い、一等航空運航整備士の実地試験の科目も変更となった。 新たに追加された「動力装置の操作(燃料の燃焼により?)」(以下モータリング)について、「軽微な修理」にカテゴライズされるものは「モータリングを伴う作動点検」であり、「モータリング」そのものは「軽微な修理」ではない。よって実地試験においても、「軽微な修理」の能力を判定するために、「モータリング」そのものではなく、「モータリングを伴う作動点検」に重点を置いていただきたい。</p>	<p>航空運航整備士の資格に係る実地試験の実施要目や判定要点は「航空整備士実地試験要領（平成18年5月31日付け国空乗第80号）」に定められており、今般改正する「航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示」には定められていません。</p>	<p>無</p>
<p>上記に伴い、「モータリング」そのものは「整備(保守/修理)」に該当しないため、この知識と技能を確認するためには、整備作業のために機体に電源を入れるためのAPU Runと同様に、既に規則別表第3に規定される「四 航空機の日常点検作業」で試験することとし、新たに「動力装置の操作」を試験科目として追加しないよう修正のうえ、改正していただきたい。</p>	<p>航空運航整備士の資格に係る実地試験科目への「動力装置の操作」の追加は、航空法施行規則の改正により措置するものであり、「航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示」の一部改正により措置するものではありません。</p>	<p>無</p>
<p>免除告示333号別表一に、一等航空運航整備士の全面免除の要件として各種訓練時間が記載されることとなる。この内訳を開示していただきたい。特に、上記「モータリング」に係る訓練時間を何時間と計上されたのかをご提示いただきたい。</p>	<p>現行の告示では、資格や等級の別に、必要な学科教育時間、実技教育時間をそれぞれ定めており、教育科目ごとに必要な教育時間を定めていないことを踏まえて、引き続き、必要な学科教育時間、実技教育時間の合計をそれぞれ定めることとします。</p>	<p>無</p>
<p>5 別表一の二等航空運航整備士の資格に関する技能証明の実技教育の4号について、「～の日常点検作業に関する基礎技術」ではなく、一運整と同様に、「～の日常点検作業に関する技術」とした方がよいのではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえて、別表一の二等航空運航整備士の資格に関する技能証明の実技教育の4号について、「N類の航空機の日常点検作業に関する技術」とします。</p>	<p>有</p>

※取りまとめの都合上、いただいたご意見は整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。